

(銃) 第 4 6 号
平成 1 3 年 5 月 1 日

本 部 各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿

項目コード	J 0 1 0 7
保存期間	長 期
廃棄年月日	
担 当 係	銃器安全係

三 重 県 警 察 本 部 長

猟銃用火薬類の譲受許可等に関する事務処理要領について（例規通達）

猟銃用火薬類の譲受許可等に関する事務手続の適正化と効率化を図るため、下記のとおり警察署長の行う取扱い手続について必要な事項を定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 譲受許可の申請に対する審査

(1) 審査の要点

審査は、その用途と必要性を十分に調査し、その許否を判断すること。

(2) 審査要領

審査は、別添「猟銃用火薬類譲受許可申請審査表」により生活安全課の警察官が行うこと。

(3) 審査の結果に対する措置

許可の数量及び期間については、猟銃用火薬類の不正流出防止と無用な残火薬類を生じさせないため、申請者からこれまでの消費実績及び今後の消費計画を十分に聴取した上で、必要な範囲で許可をすること。

2 事務処理上の留意事項

(1) 一般的留意事項

審査を担当する者は、その重要性を十分認識し、不審点がある場合は、徹底して解明すること。

(2) 秘密の保持

申請に関して知り得た事実の保秘に万全を期すること。

(3) 申請書の添付書類

申請書の添付書類については、法定の書類以外は求めないこと。ただし、法定の書類のみでは許否の判断ができない場合は、関係行政機関等へ照会を行うなどの手続をとること。

3 残火薬類に対する措置

(1) 狩猟及び有害鳥獣駆除による残火薬類

狩猟及び有害鳥獣駆除の期間終了後の残火薬類については、その実態把握に努めるとも

に、当面消費される見込みのないものについては、標的射撃による消費、火薬類販売業者への保管委託又は廃棄等の措置をとるよう指導すること。

(2) 標的射撃による残火薬類

標的射撃のため猟銃用火薬類等譲受許可証を交付した者に対しては、絶えず自宅保管の残火薬類の有無を確認し、消費される見込みのない残火薬類を保管している場合は、遅滞なく前記(1)の措置をとるよう指導すること。

(3) 火薬類販売業者に対する指導及び保管状況の確認

火薬類販売業者に対しては、次の事項について指導するとともに、猟銃用火薬類の販売状況及び保管委託を受けた残火薬類の保管状況について確認すること。

ア 猟銃用火薬類の販売に当たっては、相手方にその必要数量を十分に確認の上、販売すること。

イ 保管の委託を受けた残火薬類については、必ず正規の貯蔵場所に保管するとともに、関係法令に規定された帳簿に記載し、その出納状況を明確にしておくこと。

別添

猟銃用火薬類譲受許可申請審査表

申請者氏名		審査者 階級・氏名	
審査事項	審査結果	備考	
申請者は本人であるか。	ある <input type="checkbox"/> ない		
銃砲（産業用銃砲を除く。）の許可（登録）を受けているか。又は、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証の交付を受けているか。	いる <input type="checkbox"/> いない		
譲受けようとする火薬類は、当該銃砲又は教習射撃場若しくは練習射撃場の備付け銃に適合しているか。	いる <input type="checkbox"/> いない		
当該譲受けは、真に必要であるか。	ある <input type="checkbox"/> ない		
譲受けようとする数量は、適しているか。	いる <input type="checkbox"/> いない		
保管場所及びその方法は、適しているか。	いる <input type="checkbox"/> いない		
消費地はどこか。			
譲受けようとする火薬類は、消費地で使用できるものであるか。	ある <input type="checkbox"/> ない		
過去1年間の火薬類の譲受消費状況はどうか。			
参考 事項	射撃協会に所属しているか。	いる <input type="checkbox"/> いない	
	公式射撃競技の選手又は候補者であるか。	ある <input type="checkbox"/> ない	
	その他		

（注） 空欄に必要事項を記入するとともに、該当する箇所には√印を付し、□の箇所に√印をしたときは、備考欄にその理由、状況等を記入すること。備考欄だけでは足りない場合は、参考事項欄に記入すること。